

子どもにとって有害。 それは虐待です。

近年、児童虐待の相談件数も増え、虐待による児童の死亡事例が発生し続けています。みなさんに児童虐待問題に対する関心と理解を深めていただくために、11月を「児童虐待防止推進月間」としています。



適切な衣食住の世話をしない、家や車に放置する、病院に連れて行かないなど



ネグレクト
(養育放棄や放置)

たたく、なぐる、ける、屋外に閉め出すなど



身体的虐待

言葉でおどす、極端に無視する、子どもの目の前で配偶者などに暴力をふるうなど



心理的虐待

子どもへの性交や性的行為の強要、性器や性交を見せるなど



性的虐待

児童虐待とは、本来、子どもを守るべき保護者(親や親に代わる養育者)が、子どもの身体や心を傷つけ、健全な成長や人格の形成に重大な影響を与える行為をいいます。これは、子どもの基本的人権を侵害するものです。保護者にとっては「しつけ」のつもりでも、現実に子どもの心や身体が傷つき有害ならば、それは「虐待」になります。子どもの立場で判断することが大切です。